

町営水道（上水道及び簡易水道）ご利用の皆様へ

平成26年 5月使用分より
水道料金が改定されます。

日ごろから、本町の水道をご利用くださり、誠にありがとうございます。

さて、本町の水道事業につきましては、平成 21年 10月に料金を改定して以来、約 5年間現行料金を維持してまいりました。

この度は、消費税増税のためによる水道料金の一部改定のご案内になります。

平成26年4月から全国的に消費税が5%から8%へ移行されました。門川町の水道料金も増税にともない、水道料金を一部改定させていただくことになりました。

これからも、皆様に安心して飲んでいただける水を安定して供給していくため、一層の経営努力をしてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○改定前後の水道料金（1ヶ月あたり）

（消費税抜き）

区 分		口 径	水 量	現 行 料 金 平成21年10月 使用分から適用	新 料 金 平成26年5月 使用分から適用
一般用	基本料金	13mm	5 m ³ まで	1,000 円	1,000 円
			6 m ³ 以上 10 m ³ まで	1,100 円	1,100 円
		20mm	10 m ³ まで	1,100 円	1,100 円
		25mm		1,100 円	1,100 円
		40mm		2,400 円	2,400 円
		50mm		4,200 円	4,200 円
		75mm		6,800 円	6,800 円
	超過料金 (10 m ³ から1 m ³ 増すごと に)	11 m ³ から 20 m ³ まで	90 円	90 円	
		21 m ³ から 40 m ³ まで	110 円	110 円	
		41 m ³ から 100 m ³ まで	130 円	130 円	
101 m ³ から		150 円	150 円		
土木工事等その他の臨時用			1 m ³ につき	250 円	250 円
私設消火栓			1 m ³ につき	250 円	250 円

※平成26年5月使用分とは、平成26年5月に検針した水道使用量によるものです。

◎水道料金の計算方法について

水道料金（一般用） = {基本料金 + [超過料金 × 超過水量] } × 1.08
 （消費税込みの金額で、1円未満の端数は切り捨てます。）

たとえば、口径13mmで、1ヶ月水道使用量が 35 m³ の場合は、次のようになります。

	現行料金	新料金
基本料金（10 m ³ まで）	= 1,100 円	⇒ 1,100 円
超過料金 11 m ³ から20 m ³ まで	90 円 × 10 m ³ = 900 円	
⇒	90 円 × 10 m ³ =	900 円
（超過水量は 20 m ³ - 10 m ³ ）		
21 m ³ から35 m ³ まで	110 円 × 15 m ³ = 1,650 円	
⇒	110 円 × 15 m ³ =	1,650 円
（超過水量は 35 m ³ - 20 m ³ ）		
小計（税抜き）	3,650 円	⇒ 3,650 円
税込みでは・・・	3,650 × 1.05 = 3,832 円	
⇒	3,650 × 1.08 =	3,942 円
		（1円未満切捨の結果）
→ 水道料金は、	3,832 円	⇒ 3,942 円

＜水道のお問い合わせ先＞

門川町環境水道課

電話 0982-63-7678（直通）

